

# 平成28年定例第4回市議会会議録(第1日)

平成28年12月6日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

## 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥  菌	由美子	10番	瀬  口	健
2番	吉  原	政  宏	11番	川  口	正  宏
3番	徳  永	重  遠	12番	壇	康  夫
4番	末  吉	達二郎	13番	中  尾	眞智子
5番	古  賀	義  教	14番	中  島	一  博
6番	前  原	武  美	15番	坂  口	孝  文
7番	野  田	力	16番	宮  本	五  市
8番	上津原	博	17番	牛  嶋	利  三
9番	荒  卷	隆  伸			

## 2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

## 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

## 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梅津俊朗	係長	堤和美
次長	田中裕樹	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	企画財政課長	坂田良二
副市長	高野道生	企画財政課 財政係長	大坪康春
教育長	長岡廣通	福祉事務所長	坂口浩二
監査委員	平井常雄	子ども子育て課長	築地原良太
総務部長	馬場洋輝	環境衛生課長	松尾和久
保健福祉部長	加藤康志	農林水産課長	木村勝幸
市民部長 兼市民課長	本荘安政	商工観光課長	松尾博
環境経済部長	富重巧斉	上下水道課長	木下康彦
建設都市部長	松尾正春	学校教育課長	加藤武美
教育部長	大津一義	契約検査課長	松尾浩孝
消防長	北嶋俊治	税務課長	盛田勝徳
総務課長	西山俊英	都市計画課長	櫻木研治

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査、定期監査）
- (4) 議案一括上程
- (5) 提案理由説明
- (6) 承認第5号 専決処分の承認について（専決第4号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第3号））
- (7) 議案第45号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第46号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第47号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第48号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第49号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第50号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第51号 みやま市瀬高都市計画新船小屋観光地区内の建築制限等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第52号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第4号）
- (15) 議案第53号 平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (16) 議案第54号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (17) 議案第55号 平成28年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- (18) 議案第56号 平成28年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

---

午前9時30分 開会

**○議長（牛嶋利三君）**

おはようございます。ただいまから平成28年第4回みやま市議会定例会を開会いたします。  
これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、西原市長におかれましては、現時点におきましてまだ定期通院などを行っておられ、  
いましばらく体調管理に努めるよう主治医からの指導があつているとのことでございます。  
今定例会における市長の提案や答弁等につきましては、先ほど申し上げましたとおり、演壇  
ではなく自席で着座のまま行いたいとの申し出があつております。

議会運営委員会を開催いただき協議した結果、これを許可しておりますので、御承知おき  
をお願いしてまいりたいと思います。

**日程第1 会期の決定について**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、  
委員長の報告を求めてまいります。中島議会運営委員会委員長、お願いします。

**○議会運営委員長（中島一博君）（登壇）**

皆さんおはようございます。議会運営委員会委員長報告を申し上げます。

平成28年第4回定例会の運営につきまして、11月25日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

まず、本会議に付議されました案件は承認1件、議案12件でございます。

次に、本会議の開催は本日12月6日から12月16日までの11日間といたします。

また、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付いたしておりますので、御参照方お願い申し上げます。

次に、審議方法について以下申し上げます。

承認第5号につきましては即決といたします。

議案第45号から議案第50号までの6件につきましては、総務常任委員会付託といたします。

議案第51号につきましては、産業建設常任委員会付託といたします。

それから、議案第52号から議案第56号までの5件につきましては、全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間としたいと思  
います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの11日間と決定をいたしま  
した。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、14番中島一博君、15番坂口孝文  
君、兩名を指名いたします。

## 日程第3 監査報告について（例月出納検査、定期監査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 監査報告について、監査委員の報告を求めてまいります。平井監査委員、お願  
いいたします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

それでは、改めておはようございます。まず、例月出納検査の結果について御報告をいた  
します。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を行いましたので、同条第3  
項の規定により、その結果を次のとおり御報告を申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する  
出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成28年7月分を8月29日、8月分を9月26日、9月分を  
10月26日に実施をいたしました。

その検査の結果、現金の出納及び保管につきましては、各月月末現在におけるところの各  
会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類その他関係諸帳簿と照合い  
たしました結果、何ら非違事項、また問題になるようなことは認められず、全て適正に処理  
をされておりました。

次に、平成28年度定期監査の結果の御報告を申し上げます。

定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定により、毎年期日を定めて行うものですが、本年度はみやま市の財産を定期監査の対象といたしました。

期日につきましては、平成28年10月17日から11月8日まで行いました。

対象節といたしましては、17節の公有財産購入費と18節の備品購入費でございます。

公有財産購入費につきましては、購入価格の評価は適正であるか、また、土地の取得及び処分については適正に行われているか、また、備品購入費につきましては、購入数量は需用費に見合ったものになっているか、備品の管理は適正になされているか等に重点を置き、財務規則にのっとり適正に処理されているか、監査を行いました。特に備品につきましては、担当職員立ち会いのもと、平成28年度購入分につきましては全てのもの、それから、平成27年度以前のものにつきましては可能な限り、備品台帳と現物とのチェックを行いました。

監査の結果、公有財産につきましては、おおむね適切な管理がなされていると認められましたが、売却可能な公有財産につきましては、売却を行うなど効率的な対応を図られるよう望むものがございます。備品につきましては、平成28年度中の購入、それから支出事務等が財務規則にのっとり適正に処理をされていると認められました。

しかしながら、総体的な備品の管理、保管状況につきましては、特に小・中学校16校においては備品台帳の記載や、また管理の方法が統一されておりませんでしたので、統一した管理を検討されるよう要望いたします。

また、公用車につきましては、長期間使用中のものがありましたが、日常的な点検及び整備等を十分に行い、故障による事故等が起こらないように適正な管理に努められるよう要望いたします。

なお、公用車は現在91台ございますが、そのうち15年以上使用されているものが27台、約3分の1でございます。そのうち20年以上使用しておるものが5台ございます。そういう状況でございます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付されております監査報告書を御高覧賜りたいと存じますが、今後も最少の経費で最大の効果を上げられるよう行財政改革で経費節減の推進に努められるよう望むものがございます。

以上、出納例月検査の結果と、それから平成28年度定期監査の結果について御報告を終わります。（「議長、ちょっとよろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

今、監査委員からの監査報告ということですので、ちょっとここでお尋ねを兼ねて発言させていただきたいと思いますが、今、監査委員のほうからあったように、小・中学校全校で備品の管理がいいかげんだという指摘が入っております。これはある議会で議員からも川に机が捨ててあったという話もあったぐらいです。ここに対する見解とかそういうのはお伺いできる話じゃないでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

これは監査報告ですから、報告に対する質疑は当然よろしいですよ。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

今、教育長、市立小・中学校の16校の備品関係あたりがちょっと粗雑な扱いがあつておるといような監査報告の指摘なんですね、これ指摘事項なんですね。そのことに対する12番の壇議員さんのほうからの質問、議会からも机が川の中に捨てられてあつたといような話も以前経緯を聞いておるといようなことなんです。ですから、その管理関係あたりに対してどうなのかという質疑でしょう。（「そうです、はい」と呼ぶ者あり）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

おはようございます。御質問ありがとうございます。

平井監査委員さんの御報告をお聞きしました。私が受けとめたのは統一性がもう少ししっかりしないといけないということで、私の見解ではですね、小・中学校の備品というのはそれぞれ各校で管理を、教頭、事務担当を中心にやっているというふうに考えております。ただし、それはそれぞれの学校が独自にやっているところが多いので、それを共通性を持って統一した方がいいという御指摘だといふに今メモをしました。そのことについては善処したいといふに思いますが、壇議員さんから御質問の備品等が破棄してあつた、それは学校がしたのかどうかははっきりしないので、お答えができませんから、今回、備品の監査に当たっては学校教育課から随行していると思いますので、学校教育課長からそのときの様子を報告してもらふことにします。

○議長（牛嶋利三君）

加藤学校教育課長。

○学校教育課長（加藤武美君）

おはようございます。監査委員さんからの指摘を受けまして、各小・中学校の事務の職員、事務部会というのがございますので、その中で、備品の備品番号が複数個の備品に対して同じ番号が振られているというふうなところ等については指示をしております。ただ、先ほど言われました机の廃棄については、ちょっと私のほうもどこの学校でそういった事態があったかというのを把握しておりませんでしたので、また、それは調査をしてお答えしたいと思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

大津教育部長。

○教育部長（大津一義君）

机の件につきましては、児童・生徒の机については消耗品ということで取り扱いをしております。それから、教職員の分については備品ということで取り扱いをしております。

先ほどの捨ててあったというのは一般的な廃棄物ということではなくて、教室等で使えなくなったような物をグラウンドに雨ざらしの状態置いていて、そういった使い方を、授業等でグラウンドで使う、そういったものを、学校の教職員ではなくて、どなたかわかりませんが、水路に捨てていたと、投げ込んでおったという事例は確かに私も記憶しておりますが、教職員がむやみやたらにそういった処分をすることはありませんので、ぜひ誤解のないようにお願いをしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

12番よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに監査報告に対する御意見、質疑はないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**日程第4 議案一括上程**

○議長（牛嶋利三君）

日程第4．議案の一括上程を行ってまいります。

承認第5号の1件、議案第45号から第56号までの12件を一括議題といたします。

**日程第5 提案理由説明**

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．提案理由の説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）

皆様おはようございます。本日、ここに平成28年第4回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

このたびは本定例会におきまして、私の自席での発言につきまして特段の御配慮をいただき、ありがとうございます。引き続き健康管理に努め、一日でも早く万全の体調で公務に専念できるよう心がけてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

さて、本議会に御提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付いたしております承認第5号 専決処分の承認についてから議案第56号 平成28年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）までの13件でございます。

まず、承認第5号 専決処分の承認については、平成28年9月12日に発生いたしました市役所別館の火災により、業務再開に向けた庁舎復旧工事等の予算を緊急に措置する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、一般会計補正予算を9月29日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものでございます。

次に、議案第45号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、いわゆるマイナンバー法の規定により、行政手続において本市が独自に個人番号を用いて事務を行う場合、その利用事務について条例に規定する必要があることから所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第46号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第47号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第48号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件につきましては、本年8月に国家公務員に対し出された人事院の給与勧告に対し、国において関係法律の改正が行われたことに伴い、本市も国に準じた改正を行うため、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第49号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定については、台湾における所得税の二重課税を解消するため、所得税法が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第50号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、議案第49号の改正に伴い、国民健康保険税の算定に係る課税所得額に変更が生じることから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第51号 みやま市瀬高都市計画新船小屋観光地区内の建築制限等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、福岡県都市計画基本方針の改定に伴い、都市計画区域の見直しが行われたことから、「瀬高都市計画区域」を「筑後中央広域都市計画区域」に名称を変更するものでございます。

次に、議案第52号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第4号）から議案第56号 平成28年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）までの5件は、平成28年人事院勧告に伴います人件費の補正など、平成28年度予算の補正をお願いするものでございます。

今回の一般会計の補正予算は、庁舎の安全管理を強化する防犯カメラの設置工事費、また宿泊施設を誘致するための経費のほか、国の補正予算に対応した臨時福祉給付金や国土調査事業費などを追加いたしております。

また、特別会計予算は、介護保険事業計画の策定経費や公共下水道事業の工事費などを計上いたしております。

なお、各議案等の詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

## 日程第6 承認第5号

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第6．承認第5号 専決処分の承認について（専決第4号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第3号））について、提案理由の説明を求めます。馬場総務部長。

### ○総務部長（馬場洋輝君）（登壇）

改めましておはようございます。承認第5号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

す。

本件は、本年9月12日に発生いたしました市役所別館の火災により、業務再開に向けた庁舎復旧工事費など、緊急に措置する必要がありましたので、平成28年度みやま市一般会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定により、9月29日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

平成28年度みやま市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ21,960千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19,255,594千円といたしております。

予算書6ページからでございますけれども、歳入予算は、19款1項1目。前年度繰越金9,260千円、また、20款4項4目。建物罹災共済金12,700千円を計上いたしております。

次に、予算書8ページ、歳出予算は、2款1項5目。庁舎火災復旧事業費21,960千円を追加いたしております。復旧工事費や備品購入費など業務再開に向けた必要経費を計上いたしております。

以上、みやま市一般会計補正予算（第3号）の概要を御説明いたしましたけれども、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。質疑ありませんか。12番壇康夫君。

**○12番（壇 康夫君）**

ちょっと2点ほどお尋ねしたいんですけど、まず1点は、議会のほうには全協の際にも概要の報告がございました。この火災発生の原因並びに警察等の結果報告というのを市民にわかるように御報告願いたいというのが1点。

それと、全費用的に21,000千円以上の修復、復旧費用をかけてあります。この中で12,700千円が保険でおりるということになっていきますし、それは保険でありがたいんですけど、一般財源で9,260千円、一般備品購入等に充てられています。この辺については保険の対象外ということでありましょうが、その辺の内容と、九百何十万円も何を買われるのかということをお尋ねしたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

馬場総務部長。

**○総務部長（馬場洋輝君）**

まず第1点目の火災の原因、それから、警察からの結果報告等についてでございますけれ

ども、全協の際にも御説明いたしたと思っておりますけれども、現在、警察のほうといたしましては放火が原因ということで、一応考えているということでございます。それに対しまして、市といたしましては被害届を提出して、現在捜査をいただいているところでございます。詳しい内容については、まだ捜査中ということで、具体的に私どものほうには報告はいただけていない状況でございますので、先般からマスコミさんあたりも公表いたしておりますけれども、原因については放火が原因だというふうに考えているということでございます。詳しい内容については、ちょっと現段階ではまだ報告をいただけていないという状況でございます。

それから、今回補正いたしております内容といえますか、先ほど議員御指摘のとおり、被害の分につきましては、まず、改修の工事費につきましては保険のほうから補填されるということでございます。そのほかの備品等でございますけれども、具体的には備品購入費で6,900千円お願いいたしておりますけれども、中身といたしましては事務用のパソコン25台でございます。従前はリースによって対応いたしておりましたけれども、契約期間が切れておりまして年数ももう過ぎているということでございます。ただ、引き続きリースということも検討いたしましたけれども、リースとした場合については、当然補助等もございませんけれども、特別交付税の対象にさせていただきたいということで、リースについては対象にならないということでございましたので、購入をいたしまして、その分、特別交付税の算入のほうに入れていきたいということで、今回お願いしている分でございます。

それと、あとは出退勤システム等のタイムレコーダーがでございます。それと、そのほかの備品といたしましては机、椅子、それからキャビネット、通常業務で使っておりますカメラ等々でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

今、原因的には放火だということで、詳細については警察から来ていないということですよ。今度、一般会計の補正予算のほうでも7,900千円、庁舎3カ所、防犯カメラをつけるということですけど、あくまでもこれについては防犯であって、要は防犯にはならないと私は思っているんですよ、名前は防犯ですけどもね。結局、発生した原因が中に入られたと

いう線上的なもの、要は鍵がどうなっていたのか、その辺もあると思うので、今後そういったふうに遭わないような管理をしていかないかなのかなというのが1点。

それであと、備品購入についてはパソコン、椅子等ということで、この辺は保険の対象にはならないということで考えておけばいいわけですか。——はい、いいです。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第5号は、委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。

承認第5号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第5号は、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分の承認について（専決第4号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第3号））は、承認することと決定をいたしました。

#### 日程第7 議案第45号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 議案第45号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。馬場総務部長、お願いします。

○総務部長（馬場洋輝君）（登壇）

議案第45号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の規定により、条例の定めるところにより市が独自に個人番号を用いて個人情報と相互に授受することにつきまして、本市が個人番号を用いて手続を行う事務を追加するものでございます。また、あわせて制度変更に伴います名称の変更につきまして条例の整理を行うものでございます。

条例別表中「乳幼児・児童医療費」を「子ども医療費」に変更し、また、子ども医療費等の公費医療の支給認定に当たり、「児童手当」、「児童扶養手当」等の特定の個人情報の利用を追加いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第45号は、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第8 議案第46号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8．議案第46号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き馬場総務部長、お願いします。

○総務部長（馬場洋輝君）（登壇）

議案第46号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、本年8月に国家公務員に対し出されました人事院の給与勧告に基づき、国において特別職の国家公務員の給与に関しても関係法律の改正がなされたことに伴い、条例の改正をお願いするものでございます。

具体的には、期末手当につきまして年間3.15カ月を0.1カ月引き上げ、年間3.25カ月に改定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第46号は、総務常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第9 議案第47号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9．議案第47号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。馬場総務部長、お願いします。

○総務部長（馬場洋輝君）（登壇）

議案第47号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、本年8月に国家公務員に対し出されました人事院の給与勧告に基づき、国において特別職の国家公務員の給与についても関係法律の改正がなされたことに伴い、条例の改正をお願いするものでございます。

具体的には、先ほど御説明いたしました議案第46号と同様に、期末手当について年間3.15カ月を0.1カ月引き上げ、年間3.25カ月に改定するものでございます。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第47号は、総務常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第10 議案第48号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第48号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き馬場総務部長、お願いします。

○総務部長（馬場洋輝君）（登壇）

議案第48号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、本年8月に国家公務員に対し出されました人事院の給与勧告に基づ

き、国において関係法律の改正がなされたことに伴い、これまで人事院勧告に準拠して給与改定を行ってきた本市の経緯を踏まえ、条例の改正をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、人事院勧告に基づき、本年4月1日にさかのぼって給料表を改正するとともに、勤勉手当について年間1.6カ月を0.1カ月引き上げ、1.7カ月とするものでございます。これに伴い、期末勤勉手当の支給月数は年間4.2カ月から4.3カ月となります。

また、扶養手当につきましては、民間企業において配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあることや、税制や社会保障制度の見直しの動向等があることから、配偶者に係る手当額を減額するとともに、国全体で少子化対策を推進していることから、子に係る扶養手当を充実させるため、増額をするものでございます。

具体的には、配偶者に係る手当額を13千円から6,500円に減額し、子に係る扶養手当額を6,500円から10千円に増額することを段階的に実施するものでございます。

以上の改正は、平成29年4月1日から適用するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第48号は、総務常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第11 議案第49号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第49号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。本荘市民部長兼市民課長。

**○市民部長兼市民課長（本荘安政君）（登壇）**

皆さんおはようございます。議案第49号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由説明を申し上げます。

本件は、平成28年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律第8条の規定により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が平成28年5月25日に公布されたことに伴い、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、日本と台湾における二重課税等の解消を目的として日本居住者が台湾企業等から受け取る配当金、利子、使用料等や出張等による非居住者に対する源泉税の税率等の適用を他の租税条約締結国と同様の内容に改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第49号は、総務常任委員会に付託することと決定をいたしました。

**日程第12 議案第50号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第12. 議案第50号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き本荘市民部長兼市民課長、お願いします。

**○市民部長兼市民課長（本荘安政君）（登壇）**

議案第50号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理

由の御説明を申し上げます。

本件は、平成28年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律第8条の規定により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が平成28年5月25日に公布されたことに伴い、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、国民健康保険税を課税、軽減判定する所得額について、所得税法や先ほどの議案第49号で提案いたしました市税条例などの改正内容に基づき算定するように改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第50号は、総務常任委員会に付託することと決定をいたしました。

### 日程第13 議案第51号

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第13. 議案第51号 みやま市瀬高都市計画新船小屋観光地区内の建築制限等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松尾建設都市部長、お願いします。

**○建設都市部長（松尾正春君）（登壇）**

皆さんおはようございます。議案第51号 みやま市瀬高都市計画新船小屋観光地区内の建築制限等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げ

ます。

福岡県では、都市を取り巻く環境の変化を踏まえ、喫緊の課題である集約型の都市づくりを効果的に進めることを目的として、平成27年10月に福岡県都市計画基本方針を改定し、都市計画区域において生活圏の広がりに対応した一体的な区域設定による新たな枠組みづくりを行うこととしております。

今回、この方針に基づき、一体の都市として整備、開発及び保全を図っていく必要がある区域といたしまして、瀬高都市計画区域と周辺の非線引き都市計画区域であります八女、大川、筑後、柳川、黒木、広川、立花、三潴都市計画区域を一つの都市計画区域に統合することとされております。これに伴い、瀬高都市計画区域が筑後中央広域都市計画区域との名称に変更されますことから、本条例の整理を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第51号は、産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### **日程第14 議案第52号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第14. 議案第52号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

**○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）**

それでは、議案第52号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第4号）について、提案

理由の御説明を申し上げます。

平成28年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算にそれぞれ646,851千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19,902,445千円といたしております。

まず、予算書5ページをお願いいたします。

地方債補正でございます。

公共土木施設災害復旧事業債を事業費の変更に合わせて追加をいたしております。

次に、歳入予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書8ページからでございます。

まず、10款1項1目。地方交付税でございます。一般財源の額を調整し、普通交付税を計上いたしております。

次に、14款1項1目。民生費国庫負担金でございます。歳出予算と連動いたしまして社会福祉費負担金、また、児童福祉費負担金を追加いたしております。障害者福祉サービスの給付費、また、認定こども園の給付費の追加などによるものでございます。

次に、予算書10ページでございます。

14款2項2目。民生費国庫補助金、1節。社会福祉費補助金でございます。国の第2次補正予算に応じまして臨時福祉給付金に係る補助金を追加いたしております。消費税が5%から8%に引き上げられましたことについて、簡素な給付措置を継続して所得の低い方の負担を緩和するものでございます。また次、2節。老人福祉費補助金でございます。既存高齢者施設等のスプリンクラー設置等に対する助成金を追加いたしております。

続きまして、予算書11ページ、15款。県支出金についてでございます。

15款1項1目。民生費県負担金は、障害者の給付費、また、認定こども園の給付費など、国庫支出金に準じて計上いたしております。

次に、15款1項3目。農林水産業費県負担金でございます。国の補正予算に応じまして国土調査を前倒しするための地籍調査費負担金を追加いたしております。

続きまして、予算書12ページでございます。

15款2項2目。民生費県補助金でございます。認定こども園の給付費の増加に伴います追加、また、山川東部保育園の施設整備に係る補助金の実績に応じた減額など、児童福祉費補助金を計上いたしております。

次に、15款2項4目。農林水産業費県補助金は、86,999千円を追加いたしております。認

定農業者などの園芸産地の振興のための施設整備に対して助成いたします活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金、また、集落営農組合の法人化を支援いたします担い手経営発展支援事業費補助金を計上いたしております。また、農地中間管理事業費補助金74,853千円でございます。農地中間管理機構への利用権設定で農地を集約化いたしましてコスト削減などを促進するもので、営農組合の法人化を推進するものでございます。

続きまして、19款．繰越金でございますが、補正予算の一般財源を調整し、前年度の繰越金を追加いたしております。

次に14ページ、20款．諸収入、4項4目．雑入でございます。ナスの東山第2集荷場の閉鎖に伴いますJAみなみ筑後からの返還金を計上いたしております。

また、21款．市債でございます。6月の梅雨前線豪雨によります道路災害復旧費の工法の変更による災害復旧事業債の追加でございます。

続きまして、予算書16ページからでございます。

歳出予算について御説明を申し上げます。

まず、歳出予算全体を通してでございますが、人件費の補正を計上いたしております。人件費の補正につきましては、平成28年人事院勧告に伴い、一般職の職員の給料表を平均0.17%引き上げる改定、また、勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げるための所要額を計上いたしております。また、これに合わせまして職員の人事異動、育児休業分などを反映させて積算いたしております。

これらの結果、一般職職員の人件費は合計で41,488千円の減額となるものでございますが、詳細な資料につきましては、予算書51ページからの補正予算給与費明細書、また、別添の予算資料に記載をいたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、人件費以外の内容につきまして、予算書18ページをお願い申し上げます。

2款1項5目．財産管理費の行政財産管理費でございます。庁舎の防犯カメラ設置工事費を追加いたしております。9月に発生いたしました本庁別館の火災に対しまして本庁及び支所の安全管理を強化いたしますために防犯カメラを設置するものでございます。

次に、予算書21ページから22ページにかけてでございます。

3款1項1目．社会福祉総務費でございます。国の補正予算に応じまして臨時福祉給付金給付事業費を計上いたしております。消費税の引き上げに伴いまして、所得の低い方の負担を緩和いたしますために実施いたしております簡素な給付措置につきまして、平成31年9月

までの2年半分を一括して措置するというふうにされたものでございます。市県民税非課税世帯の方、約9,500人分につきまして1人当たり15千円の給付金142,500千円及びその他事務費を計上いたしております。

続きまして、予算書23ページでございます。

3款1項3目．老人福祉費は、既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業補助金9,961千円を追加いたしております。高齢者施設等の防災、防犯対策を推進いたしますためにスプリンクラーの整備、また、防犯カメラの設置など既存施設が行います整備費に対し助成するものでございます。

次に、4目．障害者福祉費109,983千円でございます。障害者就労支援事業費、また、身体障害児の放課後デイサービスなど、支援給付費の増加によりまして扶助費を追加いたしております。また、そのほか前年度精算による国県の補助金の返還金を計上いたしております。

続きまして、予算書24ページでございます。

3款1項8目．保健福祉施設費は、あたご苑とげんき館の空調設備等の修繕料を追加いたしております。

次に、3款2項1目．児童福祉総務費の児童福祉事務費でございます。子ども・子育て支援交付金の前年度の精算によります返還金、また、次の学童保育事業費は、放課後児童クラブの防犯対策を強化いたしますために、さすまたの購入費を追加いたしております。

次に、2目．児童措置費170,535千円を計上いたしております。このうち子どものための教育・保育給付費は、認定こども園の入所者が見込みより多かったことなどから施設型給付費を追加し、また、前年度に給付費が見込みより少なかったことから、国県補助金等返還金を追加いたしております。

続いて、保育所施設整備事業費でございます。山川東部保育園の園舎整備に対する助成金を国の補助制度を変更し調整した額を追加いたしております。また、母子福祉費は、母子家庭の職業訓練を支援いたします母子自立支援給付金などを追加いたしております。

次に、3款3項1目．生活保護総務費でございます。医療扶助が見込みより少なかったことなどから保護費の前年度精算によります返還金を計上いたしております。

続きまして、予算書28ページの下段からでございます。

4款1項7目．地域エネルギー政策費は、第1回世界ご当地エネルギー会議を受けまして、

日独自体連携事業のワークショップを開催するための経費を計上いたしております。来年2月に持続可能なエネルギーシステムへの転換など、日独の地方自治体で議論する計画でございます。

続きまして、予算書33ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費について御説明申し上げます。

1項3目. 農業振興費の水田農業振興費のうち、担い手経営発展支援事業費補助金5,400千円でございますが、集落営農組合の法人化の初期費用を支援するものでございます。1法人当たり900千円、6団体が法人化する予定でございます。また、次の農地中間管理事業費補助金74,853千円を計上いたしておりますが、集落営農組合の法人化を推進いたしますために、農地中間管理機構を通しました農地の貸し付け約245ヘクタールの集積を予定しております。それに対する支援でございます。

続いて、園芸農業振興費の活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金でございますが、ミカンの防除機など3件の園芸農業の設備整備に対して助成するものでございます。また、早味かん生産拡大対策事業費補助金でございます。極早生ミカンの県の育成品種「早味かん」への改植について助成するものでございます。

次に、予算書35ページ、8目. 国土調査費の国土調査事業費39,023千円でございますが、国の補正予算に対応して地籍調査事業費の前倒し分でございます。下庄、上庄地区の調査を行う計画でございます。

続きまして、予算書36ページ、7款1項3目. 観光費の観光事業費80,199千円でございますが、オルレの開設、また宿泊施設の誘致に係る経費を追加いたしております。自然の中のコースを自分のペースで楽しみながら歩くというオルレの九州版に、清水山周辺のみやまコースを開設する取り組みでございます。開設式典の運営委託料、また看板の設置工事費などを追加いたしております。また、宿泊施設の誘致につきましては、ホテル建設予定地の拡張のための用地2,258平方メートルの購入費及び補償費を計上いたしております。

次に、予算書39ページでございます。

8款4項1目. 都市計画総務費の公共下水道事業特別会計繰出金でございます。4,495千円は、特別会計の財源を調整し追加いたしております。

続きまして、予算書は飛びまして50ページでございます。

11款2項1目. 公共土木施設災害復旧費は、6月の梅雨前線豪雨によります道路の災害復

旧工事につきまして、高田地区の道路の工法を変更することにより事業費の追加をお願いいたしております。

以上、議案第52号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第4号）の概要を御説明いたしました。また、参考として予算資料を添付いたしておりますので、御参照いただければと存じます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第52号は、委員会付託を省略することと決定をいたしました。

#### **日程第15 議案第53号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第15. 議案第53号 平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。引き続き坂田企画財政課長、お願いします。

**○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）**

議案第53号 平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ20,195千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,607,518千円といたしております。

職員人件費の補正のほか、前年度の医療費が見込みより少なかったことなどから療養給付費等の返還金を計上いたしております。

予算書6ページからでございますが、歳入予算は、9款1項1目. 一般会計繰入金を減額いたしまして、10款1項1目. 繰越金を追加いたしております。

また、予算書8ページからでございます。

歳出予算につきましては、1款1項1目の一般管理費、職員8名の人事異動等分を調整し、

次に、11款．諸支出金は、前年度実績によります返還金を追加いたしております。

以上、議案第53号 平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第53号は、委員会付託を省略することと決定をいたしました。

#### 日程第16 議案第54号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16．議案第54号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第54号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に14,175千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,775,936千円といたしております。

まず、予算書4ページでございます。

債務負担行為補正でございますが、今年度から2カ年で介護保険事業計画を策定いたしますために翌年度の委託料の限度額を定めるものでございます。

続きまして、予算書7ページからでございます。

歳入予算は、歳出予算に連動した負担割合等により計上いたしておりますが、3款．国庫支出金、4款．支払基金交付金、5款．県支出金及び7款．繰入金を計上いたしております。

また、予算書11ページからでございます。

歳出予算の1款1項1目．一般管理費の介護保険システム改修委託料でございますが、介護保険料の算定に当たって所得の判定に係る制度変更がございます。これにあわせて、シス

テム改修を行うものでございます。また、介護保険事業計画策定委託料は、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画を策定するものでございます。介護サービスの予測見込み量、サービスの基盤整備、保険料などについて定めるものでございます。

このほか職員16名分の人事異動等分によります人件費を調整し計上いたしております。

以上、議案第54号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第54号は、委員会付託を省略することと決定いたしました。

#### 日程第17 議案第55号

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第17. 議案第55号 平成28年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

**○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）**

引き続きまして、議案第55号 平成28年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ29,495千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ527,749千円といたしております。職員人件費のほか、下水道工事の進捗を図りますための管渠の工事費を追加いたしております。

歳入予算でございますが、5款1項1目. 一般会計繰入金、6款1項1目. 繰越金及び8款1項1目. 市債を追加いたしております。

次に、歳出予算は、2款1項1目. 下水道建設事業費の人件費につきまして、職員4名分の人事異動等分を調整し計上いたしております。また、公共下水道建設事業費は、管渠の布設工事費25,000千円を追加いたしております。

以上、議案第55号 平成28年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第55号は、委員会付託を省略することと決定をいたしました。

#### 日程第18 議案第56号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第56号 平成28年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第56号 平成28年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算からそれぞれ2,078千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ473,179千円といたしております。職員人件費の減額を計上いたしております。

歳入予算は、6款.繰入金を減額いたしまして、歳出予算は、1款1項1目.総務管理費の職員4名分の人事異動等分を調整し計上いたしております。

以上、議案第56号 平成28年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第56号は、委員会付託を省略することと決定をいた

しました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は12月7日となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

午前10時39分 散会